

半田市市民活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民活動団体の自発的及び自立的な活動を促進するため、市民活動団体が行う事業に対し、予算の範囲内において交付する半田市市民活動助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「市民活動団体」とは、市民による自主的かつ継続的で、営利を目的としない公益的な活動（以下「市民活動」という。）を行っている団体をいう。

(助成金対象団体)

第3条 助成金の対象は、次の各号のいずれにも該当する市民活動団体とする。

- (1) 構成員が2人以上であること。
- (2) 規約等を持ち継続的な市民活動を行う、又はこれから行う予定があること。
- (3) 宗教活動又は政治活動（選挙活動を含む。）を目的としていないこと。

(助成金の種類等)

第4条 助成金の種類は、次に掲げる4種類とする。

- (1) ステップアップ部門助成金 設立後1年以上の市民活動団体が、公募に応じて実施する事業に対する助成金
- (2) コラボレーション部門助成金
 - ア 設立後1年以上の市民活動団体が、市内の学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び専門学校をいう。）、自治区又は地域コミュニティと協働して企画実施する事業に対する助成金
 - イ 市内の小中学校区内の自治区で組織する地域コミュニティ（以下「小中学校区コミュニティ」という。）や連絡調整会議等を設立し、企画実施する事業に対する助成金
- (3) チャレンジ部門助成金 設立後1年以上の市民活動団体が、市と協働して、半田市総合計画に掲げられた施策推進のために企画実施する事業に対する助成金
- (4) はじめの一步部門助成金 設立後3年以内で、かつ、過去に前3号の助成金の交付を受けていない市民活動団体が実施する事業及び当該団体の運営に対する助成金

2 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) ステップアップ部門助成金 助成金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）の2分の1以内の額で、100万円を限度とする。

(2) コラボレーション部門助成金 前項第2号のアに規定する助成金の額は、対象経費の4分の3以内の額で、100万円を限度とし、同項イに規定する助成金の額は、1回目にあたっては対象経費の10分の10で、100万円を限度とする額、2回目以降にあたっては対象経費の4分の3以内の額で、100万円を限度とする。

(3) チャレンジ部門助成金 対象経費の4分の3以内の額で、100万円を限度とする。ただし、教育・子育て分野の事業に申請があった場合は、10分の9以内の額で、100万円を限度とする。

(4) はじめの一步部門助成金 対象経費の2分の1以内の額で、10万円を限度とする。

3 前項各号の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 同一団体が受給できる助成金の回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数とする。

(1) ステップアップ部門助成金、コラボレーション部門助成金及びチャレンジ部門助成金 同一年度につき、各部門のうちいずれか1回、同一事業を継続する場合は、原則各部門を合わせて連続3回を限度とする。

(2) はじめの一步部門助成金 1団体につき1回を限度とする。

(助成金対象事業)

第5条 助成金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、市民活動団体が市内において実施する市民活動で、同一年度内に着手し完了できる事業とする。ただし、国、他の地方公共団体、民間団体等による助成金等を受ける事業は、対象事業としないものとする。

(交付対象経費)

第6条 対象経費は、対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(公募の方法)

第7条 助成金に係る公募は、市報及びホームページへの掲載、公共施設等への募集

要領の設置その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(事業採択申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、市長が定める期間内に半田市市民活動助成金提案事業採択申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 同一の申請団体が提出できる申請書は、1回の公募について1事業とする。

(審査等)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに審査し、提案事業の適否及び助成予定額を決定するとともに、その結果を半田市市民活動助成金提案事業採択（不採択）通知書（様式第2）により申請団体へ通知するものとする。

2 前項に規定する審査は、半田市市民活動助成金審査会（以下「審査会」という。）が別に定める半田市市民活動助成金審査会設置要領に従い、次に掲げる2回の審査により行うものとする。

(1) 第1次審査 申請書一式による書類審査

(2) 第2次審査 第1次審査通過団体について、当該団体による提案説明による審査

3 前項の規定に関わらず、チャレンジ部門助成金の審査は、提案説明による審査のみにより行うものとする。

(交付申請)

第10条 前条第1項の規定により、助成事業として採択する旨の通知を受けた申請団体は、市長が定める期間内に半田市市民活動助成金交付申請書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、助成の可否を決定するとともに、その結果を半田市市民活動助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4）により申請団体に通知するものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、助成金の交付の決定について、条件を付することができる。

(対象事業の変更)

第12条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」

という。)は、対象事業の計画又は予算の変更をしようとするときは、あらかじめ、半田市市民活動助成金事業計画変更申請書(様式第5)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかに内容を審査し、半田市市民活動助成金変更交付決定通知書(様式第6)により交付決定団体に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第13条 交付決定団体は、対象事業が完了したときは、半田市市民活動助成金交付対象事業実績報告書(ステップアップ部門助成金、コラボレーション部門助成金及びチャレンジ部門助成金にあつては別記様式第7-1、はじめの一步部門助成金にあつては別記様式第7-2)に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 交付決定団体は、対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(助成金の額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書に基づき助成金の額を確定し、半田市市民活動助成金交付確定通知書(様式第8)により、交付決定団体に通知するものとする。

(助成金交付請求)

第15条 前条の規定により助成金の交付決定通知書を受けた団体は、速やかに、半田市市民活動助成金交付請求書(様式第9)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定団体が助成金を前金払により受けようとするときは、半田市市民活動助成金前金払請求書(様式第10)を市長に提出しなければならない。この場合において、前金払により交付を受けることができる助成金の額は、交付決定額の10分の7以下の額とする。

(助成金の返還)

第16条 市長は、助成金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段等により、助成金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) 助成金を対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき。

(3) 助成を受けた事業を中止し、縮小し、又は期限内に完了できなかったとき。

(関係帳簿の整備)

第17条 交付決定団体は、対象事業の収支に関する帳簿及び証拠書類を整備し、5年間これを保管しておかなければならない。

(情報の開示)

第18条 市長は、この要綱の規定に基づき助成金を交付した団体の名称、対象事業の内容、助成金の額等を公表するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(助成金額に係る経過措置)

2 第4条第2項第1号の規定にかかわらず、自治活動を行う区が、平成23年度において、同号の助成金を申請する場合の助成金額は、次に掲げる額の合計金額とする。

(1) 対象経費が10万円以下の分については全額

(2) 10万円を超えた分については、当該金額の2分の1の額。ただし、90万円を限度とする。

附 則

この要綱は、平成24年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定に基づく申請の手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定に基づく申請の手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定に基づく申請の手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定に基づく申請の手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定に基づく申請の手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表（第6条関係）

費 目	説 明
報償費	講師謝礼、調査・研究の報償費など
旅費	交通費、通行料など
需用費	文具費、印刷製本費など
役務費	郵便料、通信料、保険料など
委託費	専門的な技術等を要する業務を外部に委託する場合など
使用料	会場使用料など
備品費	対象事業に必要不可欠なものに限る。
賃借料	車両・機械などの賃借料など。事務所借上料については事務所などが対象事業の直接サービスの提供場所となる場合に限る。
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

注1) 飲食及び親睦に要する経費は、当該経費が対象事業の実施に不可欠である場合を除き、対象外とする。

注2) 備品費は、助成額の2分の1を限度とする。また、パソコン、カメラ等の他の事業においても使用可能な汎用性の高い物品の購入費は、はじめの一步部門助成金のみ対象とする。

注3) 事務所経費のうち、家賃、光熱水費、毎月の電話代、コピー機レンタル料等については、はじめの一步部門助成金のみ対象とする。